

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税決定処分等取消請求事件

国側当事者・国(芦屋税務署長)

令和4年5月12日棄却・確定

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	遠山 友寛
同	岩品 信明
同	吉岡 博之
同訴訟復代理人弁護士	円子 知頌
被告	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
処分行政庁	芦屋税務署長
	白石 健
指定代理人	別紙1 指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

芦屋税務署長が平成30年9月27日付けで原告に対してした、平成27年分の所得税及び復興特別所得税の決定処分のうち課税総所得金額152万4000円、納付すべき所得税及び復興特別所得税額1900円を超える部分並びに同処分に伴う無申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

芦屋税務署長(処分行政庁)は、原告の平成27年(平成27年1月1日から同年12月31日までの期間。以下同じ。)分の所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)について、原告が、平成27年において、所得税法上の居住者(後記2(1)ア)に該当し、シンガポール共和国(以下「シンガポール」という。)に設立された法人で原告がその株式を保有するD(以下「D社」という。)の清算(以下「本件清算」という。)に係る残余財産の分配(以下「本件分配」という。)として取得した債権(以下「本件債権」という。)等の所得について納税申告書を提出する義務があつたにもかかわらずこれを提出しなかつたとして、原告に対し平成27年分の所得税等の決定処分(以下「本件決定処分」という。)及び無申告加算税賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分」といい、本件決定処分と併せて「本件各処分」という。)をした。

本件は、原告が、被告を相手に、本件決定処分の一部と本件賦課決定処分の全部の取消しを求める事案である。

## 2 関係法令の定め

(1) 所得税法（平成26年法律第10号による改正前のものをいう。以下同じ。）の定め

### ア 課税の範囲について

居住者（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう〔2条1項3号〕。以下同じ。）で、非永住者（居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいう〔2条1項4号〕。以下同じ。）以外のものは、全ての所得に所得税が課される（5条1項、7条1項1号）。

非居住者（居住者以外の個人をいう〔2条1項5号〕。以下同じ。）は、164条1項各号に掲げる非居住者の区分に応じ、それぞれ同項各号及び同条2項各号に掲げる国内源泉所得（後記イ参照）に所得税が課される（5条2項、7条1項3号）。

### イ 国内源泉所得について

161条は国内源泉所得を同条各号に掲げるものをいうと定めているところ、内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう〔2条1項6号〕。以下同じ。）から受ける24条1項所定の剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は金銭の分配（以下「配当等」という。）は、25条1項で配当等とみなされるもの（後記エ参照）も含めて国内源泉所得に該当するものの、外国法人（内国法人以外の法人をいう〔2条1項7号〕。）から受ける配当等はこれに該当しない（161条5号イ参照）。

また、国内にある営業所に預け入れられた預貯金の利子は国内源泉所得に該当するが、国外にある営業所に預け入れられた預貯金の利子はこれに該当しない（161条4号ハ参照）。

さらに、人的役務の提供に対する報酬（給与等）のうち、国内において行う勤務その他の人的役務の提供に基因するものは国内源泉所得に該当するが、国外において行う人的役務の提供に基因するものはこれに該当しない（161条8号イ参照）。

### ウ 所得金額の計算における収入金額について

その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする（36条1項）。上記金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする（同条2項）。

### エ みなし配当課税について

法人の株主等が、当該法人の解散による残余財産の分配（25条1項3号）により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が、当該法人の資本金等の額のうちその交付の基因となった当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、24条1項所定の配当等とみなされる（25条1項柱書き、同項3号。同項により配当等とみなして課税する方法を、以下「みなし配当課税」という。）。同項に規定する株式又は

出資に対応する部分の金額の計算の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとされ（同条2項）、所得税法施行令（平成29年政令第105号による改正前のもの。以下同じ。）61条2項にその定めがある。

(2) 国税通則法（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下「通則法」という。）の定め

ア 税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかった場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する（25条）。

イ 上記アの決定があった場合は、当該納税者に対し、その決定に基づき納付すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額（ただし、納付すべき税額が50万円を超えるときは、当該超える部分に相当する税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額。）に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。（66条1項、2項）。

(3) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成27年法律第9号による改正前のもの。以下「国外送金法」という。）の定め

ア 居住者（非永住者を除く。）は、その年の12月31日においてその価額の合計額が5000万円を超える国外財産を有する場合には、財務省令で定めるところにより、その氏名、住所又は居所等並びに当該国外財産の種類、数量及び価額（当該国外財産のその年の12月31日における時価又は時価に準ずるものとして財務省令で定める価額。同価額が外国通貨で表示される場合における当該国外財産の価額の本邦通貨への換算は、同日における外国為替の売買相場により行う。〔内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令10条4項、5項〕）その他必要な事項を記載した調書（以下「国外財産調書」という。）を、その年の翌年の3月15日までに所定の税務署長（その年分の所得税の納税義務がある者については、その者の所得税の納税地の所轄税務署長）に提出しなければならない（5条1項）。

イ 国外財産に係る所得税に関し修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定（死亡した者に係るものを除く。）があり、通則法66条の規定の適用がある場合において、国外財産調書について提出期限内に提出がないときは、無申告加算税（前記（2）イ）の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した金額に、当該無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする（6条2項）。

3 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠〔書証は特記しない限り枝番を含む。以下同じ。〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 関係者等

ア 原告は、昭和●年●月●日、大阪市で出生した日本国籍を有する男性である。平成27年当時、原告には、妻である乙（以下「妻」という。）、乙との間の長女である丙（以下「長女」という。）及び長男である丁（以下「長男」という。）がいたが、長女及び長男は既に婚姻しており、原告は、妻と生計を一にしていた（乙4）。

妻は、平成17年7月1日に兵庫県芦屋市●●に所在するマンションの501号室（以

下「本件Eマンション」という。)を購入し、以後、本件Eマンションに居住していた(乙6、17)。

イ 原告は、平成14年3月●日に日本に設立し、鋼管製造、金属加工及び各種鉄鋼製品の輸出入等を目的とする株式会社F(以下「F社」という。)で、設立時から平成21年12月29日までの間、取締役(平成20年8月30日までは代表取締役)を務め、平成26年12月29日以降、再び取締役を務めている。妻、長女及び長男は、いずれもF社の設立時の取締役であり、長男は平成18年3月に取締役を辞任しているが、妻と長女は重任を繰り返す、妻は、平成26年12月29日以降、代表取締役を務めている。F社の本店所在地は平成22年5月1日以降、兵庫県芦屋市●●である(以下、同所に所在するF社の本店を「F社本店」という。)(乙12の1・2)

ウ 原告は、シンガポールのPermanent Resident(シンガポールの永住資格を有する者を指す。以下同じ。)であり、平成27年当時、シンガポールに設立された法人であるD社、G(以下「G社」という。)及びH(以下「H社」といい、D社及びG社と併せて以下「本件各シンガポール法人」という。)の役員であった(甲8、乙2、14)。平成27年当時、D社の発行済み株式の60%に当たる81万株を原告が保有し、残りの40%に当たる54万株を長女が保有していた(乙2)。なお、G社については、発行済株式の70%に当たる560万株を原告が保有し、残りの30%に当たる240万株を長女が保有していた。

## (2) 本件清算について

ア シンガポール会社法では、会社は株主総会の特別決議により解散することができ(甲12)、特別決議が成立するには、議決権の4分の3以上を有する株主の賛成が必要である(甲13)。

イ 平成27年6月●日にF社本店でD社の臨時株主総会(以下「本件臨時株主総会」という。)が開催されたところ、その議事録(甲14。以下「本件議事録」という。)には、原告が議長を務め、原告のほかに長女の代理人である妻が出席し、シンガポール会社法の規定に基づきD社を解散し、清算人として戊(以下「本件清算人」という。)を任命する旨の特別決議(以下「本件清算決議」という。なお、本件清算決議が有効かどうかについては後記のとおり争いがある。)がされた旨の記載がある。

ウ 本件清算人は、原告に対し、平成27年11月3日、本件清算に伴う残余財産の分配(本件分配)としてD社のG社に対する債権(本件債権。帳簿上の価額は666万8682アメリカドル。)を現物分配する旨の通知書(乙3。以下「本件分配通知書」という。)を送付し、原告は、本件分配通知書下部の現物分配を受け取った旨が記載されている箇所に署名した(乙3)。

(3) 原告は、平成27年において、本件分配のほか、別表6のとおりシンガポール及びアメリカ合衆国(以下「アメリカ」という。)の金融機関から計997万3215円の利息を受け取り(以下「本件利息」という。)、別表12のとおりD社及びG社から役員報酬として2729万1700円を受け取った(以下「本件役員報酬」という。)

なお、原告は、平成27年12月31日時点で、シンガポール及びアメリカの金融機関に預金残高(前記2(3)アの国外財産)があり、その価額の合計額は5000万円を超えていた(乙26～30)。

#### (4) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告は、平成27年分の所得税等の確定申告書及び国外財産調書を提出しなかった。

イ 芦屋税務署長は、平成30年9月27日付けで、原告に対し、原告が所得税法上の居住者に該当することを前提として、国外において生じた本件分配に係る配当所得（以下「本件配当所得」という。）、本件利息に係る利子所得及び本件役員報酬に係る給与所得、並びに国内において生じた雑所得を得ていたとして、平成27年分の所得税等について決定処分（本件決定処分）をし、併せて無申告加算税の賦課決定処分（本件賦課決定処分）をした（甲1）。

本件決定処分においては、原告は、本件分配によって、D社のG社に対する666万8682アメリカドルの債権を取得したものであり、それによって、原告には、所得税法25条1項及び2項並びに所得税法施行令61条2項により、7億3470万5608円の本件配当所得が生じたものとされている。

ウ 原告は、平成30年12月25日付けで、本件各処分につき審査請求をしたところ（甲2）、国税不服審判所長は、令和元年12月12日付けで同審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をし（甲3）、同月19日、同裁決に係る裁決書謄本を原告に送達した（甲4、弁論の全趣旨）。

エ 原告は、令和2年6月16日、本件訴訟を提起した（顕著な事実）

#### 4 本件各処分に係る課税の根拠及び計算

被告が主張する本件各処分に係る課税の根拠及び計算は、別紙2記載のとおりであるところ、原告は後記5において争点となっている点を除き、これを争うことを明らかにしていない。

#### 5 争点及び当事者の主張

本件の争点は、次の（1）から（3）までであり、争点に関する当事者の主張の要旨は、別紙3記載のとおりである（同別紙で定義した略語は本文においても用いる。）。

（1）平成27年において、原告は所得税法上の居住者に該当するか。

（2）原告に本件配当所得があったか（本件清算決議は無効か。）。

（3）本件債権の価額

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前記前提事実に加え、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

（1）原告は、昭和●年●月●日、大阪市で出生した日本国籍を有する男性であり、昭和45年頃から平成15年頃まで、鋼管加工や亜鉛メッキ鋼管の製造を行う会社であるI株式会社の代表取締役を務めていたところ、平成8年3月及び平成14年2月には鉄鋼関連事業を行うことを目的としてシンガポールにD社及びG社をそれぞれ設立して、その役員に就任し、同年3月には鉄鋼製品の輸出入等を目的として日本にF社を設立し、その代表取締役に就任し、平成22年には野菜の生産・卸売業を目的としてシンガポールにH社を設立して、その役員に就任した。原告は平成27年当時、F社の取締役であるとともに、本件各シンガポール法人の役員でもあった。（前提事実（1）ア～ウ、甲8、18、乙2、12、14、原告本人）

（2）ア 原告は、平成27年において、別表1-1及び別表1-2のとおり、日本、シンガポール及び第三国に滞在しており、日本の滞在日数が271日、国外の滞在日数が94日（そのうちアメリカが17日）であった。また、同年における原告の出入国回数は合計

- 12回であり、そのうちシンガポールから帰国した回数は4回であった（乙5）。
- イ 妻は、平成27年において、別表2-1及び別表2-2のとおり、日本に339日間、国外に26日間、それぞれ滞在していた。また、同年における妻の出入国回数は3回であり、その帰国した際の出発国の内訳はアメリカが2回、フランス共和国が1回であった（乙5の1）。
- ウ 原告は、平成27年当時、日本に滞在している間は、妻が所有する本件Eマンションにおいて妻と共に起居していた（前提事実（1）ア、乙6、原告本人）。妻は本件Eマンションにおける電気、ガス及び水道の使用契約を締結していたところ、同年のこれらの使用実績は別表3のとおりであった（乙18～20）。原告が平成27年11月27日付けで日本年金機構に提出した平成28年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書には、原告の住所として本件Eマンションが記載されている（乙11）。
- エ 原告は、平成27年当時、シンガポールのPermanent Residentであり、シンガポール所在のアパートを賃貸しており、電気・水道料金等を支払っていた。上記アパートの所在地は、G社の2015年（平成27年）5月5日時点のBusiness Profileに、役員である原告の住所として登録されている。（甲6、8、18、原告本人）
- (3) ア 原告は、平成20年8月30日にF社の代表取締役を辞任した後も、F社内部では会長やオーナーと呼ばれており、対外的にはF社の社長として活動していた。Jは、かねてよりF社の国外の関連法人やD社の役員を務め、平成20年8月からはF社の営業の責任者であったところ、同月30日に原告に代わってF社の代表取締役に就任した。もっとも、Jは、自身は雇われ社長であり、代表取締役就任の前後を通じて営業の責任者としての立場は変わらず、F社や本件各シンガポール法人を含む国外の関連法人（以下「国外関連法人」という。）の最終的な意思決定者は原告であるとの認識であった。Jは、F社の営業の責任者の立場にあった平成20年8月から平成26年5月までの間、原告に対し、週1回、受注状況を報告し、月1回、国外関連法人の営業損益や売掛金の残高等を報告するほか、必要な報告を随時行っていた。これらの報告は、原告がF社本店に本社に出社しているときはその会長室で行われていたが、原告が出社していないときは、本件Eマンションや宿泊先のホテルにファックスする方法で行われていた。また、Jは、F社本店において、原告から直接又は電話で、F社や国外関連法人の業務に関し様々な指示を受けていた。（前提事実（1）イ、乙7、8、12の1、13、原告本人）
- イ F社の従業員は原告の住所を本件Eマンションであると認識していた（乙7、8）。平成27年当時も、原告がF社に出社する際や、東京や海外へ行く際などは、F社の運転手が、車で本件Eマンションまで原告を迎えに行っていた（乙7～10）。また、F社内部では、原告に係る秘書業務マニュアルが作成されていたところ、平成27年10月に変更・追加された本件秘書業務マニュアル（乙9）には、原告の自宅は本件Eマンションであること、日課として、毎朝原告の出張の有無にかかわらず幹部スケジュールを作成し、原告の出張時以外は本件Eマンションにファックス送信すること、原告がF社本店に出社する場合の会長室の準備・片付けの方法などが記載されている。
- ウ 原告は、平成27年当時、D社及びG社から別表12のとおり役員報酬を得ていた（ただし、役員報酬を得ていた時期は、D社については同年2月まで、G社については

同年3月以降である。)。一方、F社を含むその余の法人からは役員報酬を得ていなかった。(甲10、18、原告本人)

(4) ア 原告は、平成27年頃、当時既に事業を行っていなかったD社を解散により消滅させようと考えた(原告本人)。

イ 平成27年5月29日、F社本店において、D社の取締役会(本件取締役会)が開催され、原告のほか、平成18年11月にD社の役員に任命された長女の代理人として妻が出席した(乙2、15)。本件取締役会の議事録(乙15)は英語で作成されているところ、そこには、D社を解散し、清算人として本件清算人を指名し、本件清算人にD社の全ての現物資産を株主に対して分配する権限を与える旨の特別決議(本件清算決議)を付議するため、速やかに臨時株主総会を招集することが可決された旨の記載があり、同議事録には、議長として原告の署名がある。なお、本件清算人は、シンガポールの司法書士である。(原告本人)

ウ 平成27年6月●日、F社本店でD社の臨時株主総会(本件臨時株主総会)が開催され、原告のほか、長女の代理人として妻が出席し、原告が議長を務めた。本件臨時株主総会の議事録(本件議事録)は英語で作成されているところ、そこには本件清算決議がされた旨の記載があり、議長として原告の署名がある。(前提事実(2)イ、甲14、原告本人)。

エ 平成27年11月3日、シンガポールにおいてD社の最終の株主総会(本件最終株主総会)が開催され、本件清算人並びに原告及び長女の各代理人が出席し、本件清算に係る残余財産の分配につき可決された(乙16)。

オ 本件清算人は、平成27年11月3日付けで、原告に対し、本件分配通知書を送付した。本件分配通知書には、英語で、本件臨時株主総会における特別決議により本件清算人はD社の余剰資産の全てを株主に現物分配する権限を与えられたこと、同権限に従って、同日、D社のG社に対する本件債権(帳簿上の価額は666万8682アメリカドル)の現物分配を決定したこと等が記載されていた。本件分配通知書下部には英語でD社から上記の現物分配を受け取ったことを認める旨の記載があり、受取人の署名欄があるところ、原告は同欄に署名をした。(前提事実(2)ウ、乙3、原告本人)

カ 上記のとおり、本件取締役会の議事録、本件臨時株主総会の議事録(本件議事録)及び本件分配通知書は英語で記載されているところ、原告は平成27年当時、シンガポールにおいて、H社等の業務を行う際に英語を使うこともあった(原告本人)。

キ D社のBusiness Profileには、平成27年6月●日に任意解散したことや、本件清算人の氏名等が登記されている(乙22)。

(5) 2015年(平成27年)12月31日時点のG社の貸借対照表(甲16)の資産(Assets)の部には、流動資産(Current assets)合計1407万9065アメリカドル、非流動資産(Non-current assets)合計806万3920アメリカドル、資産合計2214万2985アメリカドルである旨の記載があり、純資産と負債(Equity and Liabilities)の部には、流動負債(Current liabilities)合計431万5398アメリカドル、株主に帰属する資本(Equity attributable to equity holders)合計1782万7587アメリカドル、純資産負債合計2214万2985アメリカドルであ

る旨の記載がある。また、上記株主に帰属する資本の内訳は、資本金 (Share capital) 439万2800アメリカドル、繰越損失 (Accumulated losses) -1953万9146アメリカドル、資本準備金 (Equity reserve) 3297万3933アメリカドルである (甲16)。また、G社は、少なくとも平成27年1月分から平成29年8月分までの役員報酬を役員に対して支払っており、原告も平成27年3月以降これを受け取っていた (乙24の1)。

(6) 原告は、日本において、平成17年に、平成14年分の所得税に係る更正処分を受け、度々滞納処分の執行を受けていたところ、平成27年時点においてもその滞納額は本税のみでも16億円を超えていた (甲11、弁論の全趣旨)。

2 争点 (1) (平成27年において、原告は所得税法上の居住者に該当するか。) について

(1) 所得税法2条1項3号は、「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上住所を有する個人」を「居住者」とするところ (関係法令 (1) ア)、同号にいう「住所」とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である (最高裁平成●●年 (〇〇) 第●●号同23年2月18日第二小法廷判決・裁判集民事236号71頁参照)。

そして、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かは、滞在日数、住居、職業、生計を一にする配偶者その他の親族の居所、資産の所在等を総合的に考慮して判断するのが相当である。

(2) 前記認定事実によれば、原告の平成27年における日本での滞在日数は271日であり1年間のうち約74%にも及んでいたこと、原告と生計を一にする妻の同年における日本での滞在日数は339日であり1年間のうち約92%に及んでいたこと、原告は、日本での滞在中は、妻が所有する本件Eマンションにおいて妻と共に起居しており、日本年金機構に対しても原告の住所は本件Eマンションであると申告していたことが認められる (認定事実 (2) ア～ウ)。

また、原告は平成27年当時、本件Eマンションと同じく兵庫県芦屋市内を本店所在地とするF社の取締役を務め (前提事実 (1) イ)、F社の最終的な意思決定者でもあったところ、F社の従業員らは原告の住所を本件Eマンションと認識しており、原告は、基本的に、F社本店ないし本件Eマンションにおいて、F社や国外関連法人に係る業務上の報告等を受け、必要な指示を出していたものと認められる (認定事実 (3) ア、イ)。

以上に照らせば、原告は平成27年当時、本件Eマンションを中心にして日常生活を過ごし、F社及び国外関連法人の業務に携わっていたものであり、生活の本拠たる住所が国内にあったことは明らかである。

(3) 原告は、平成27年当時、①シンガポールのPermanent Residentであり、シンガポールのアパートを賃借し、公共料金の支払もしていた、②H社の代表者としての業務をシンガポールで行っており、D社及びG社のみから役員報酬を得ていた、③原告は日本でほとんど資産を有しない反面、シンガポールやアメリカに主な財産を有していた、などと主張して、原告の住所は日本ではなく、シンガポールにあったと主張する。

しかしながら、平成27年において、原告の日本での滞在日数は前記のとおり271日であるのに対し、アメリカ以外の国外での滞在日数は77日にすぎず、その中にはバンコクや



パリから帰国した際の滞在日数も含まれていることからすると（認定事実（２）ア、別表１－１・２参照）、原告のシンガポールでの滞在日数は更に少ないものであったと考えられる（なお、妻についていえばアメリカ等に短期間滞在した事実は認められるものの、シンガポールに滞在した事実はうかがわれない〔認定事実（２）イ、別表２－１・２〕）。また、前記のとおり、原告は、本件各シンガポール法人の業務に関しても、基本的には、F社本店ないし本件Eマンションで報告を受け、指示を出していたものと認められる上、平成２７年にF社本店で開催されたD社の本件取締役会及び本件臨時株主総会には原告自らが出席する一方で、同年にシンガポールで開催されたD社の本件最終株主総会には代理人をして出席させている（認定事実（４）イ、ウ、エ）。以上に加えて、原告が国内にほとんど資産を有していないのは過去に滞納処分の執行を度々受けていたからであり（認定事実（６））、原告の生活の本拠が日本になかったことを必ずしも意味しないことからすれば、原告が主張する上記各事情をもってしても、原告の住所が日本ではなくシンガポールにあったということはできない。

（４）以上によれば、平成２７年において、原告は所得税法上の居住者に該当するものと認められる。

### 3 争点（２）（原告に本件配当所得があったか〔本件清算決議は無効か。〕）について

（１）前記認定事実によれば、原告は、D社を解散により消滅させようと考え（認定事実（４）ア）、本件取締役会において、本件清算決議を付議するために本件臨時株主総会を招集する旨の決議に賛成し、その議事録に議長として署名し（同イ）、本件臨時株主総会において本件清算決議に賛成し、本件議事録に議長として署名し（同ウ）、本件清算決議に基づき本件清算人が原告に対して送付した本件分配通知書にも受取人として署名をし（同オ）、D社のBusiness Profileにも任意解散し清算された旨が登記されたというのであり（同キ）、以上のような事実経過に加え、現在に至るまでの間、本件清算決議が無効であることを前提として上記登記された情報を是正するための手続がとられた形跡もうかがえないことからすれば、本件清算決議にこれを無効とすべきような瑕疵があるとは認められない。

（２）原告は、D社の清算によって金銭等の財産を受け取っていないにもかかわらず課税されるのであれば、ただ支出を伴うだけの手続になってしまうため、あえて清算の手続を選択する理由はなかったと主張するが、本件清算をしたことによって原告が意図せず課税されたとしても、それが本件清算決議の無効事由になり得ないことは明らかである。原告は、D社をG社に吸収合併させることを考えていたのに、D社の担当者が原告の指示を理解せず清算手続を選択し手続を進めたなどと主張するが、そのような主張を裏付ける証拠はない。原告は、英語で書かれた本件議事録や本件分配通知書につきその内容を理解せずに署名したかのような主張もするが、原告は平成２７年当時、H社等の業務を行うに際し英語も使っていたというのであり（認定事実（４）カ）、本件議事録や本件分配通知書の内容を理解せずに署名したとはにわかに考え難く、原告の上記主張も採用することができない。

（３）以上のとおりであるから、本件清算決議が無効であるとは認めることができず、本件清算決議が無効であることを前提とした原告の主張は採用することができない。よって、原告は本件清算に伴う本件分配として本件債権を取得したものと見えるから、本件配当所得があったものと認められる。

### 4 争点（３）（本件債権の価額）について

- (1) 所得税法上、各種所得の金額の計算において、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合は、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額をもって収入金額とする旨を定めており、当該価額とは、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額、すなわち時価によって評価するものと定められている（関係法令（1）ウ）。そして、金銭債権とは、その債務者に当該債権の回収が不能となるような事由が生じていない限り、その額面金額の全額の支払を受け得るものであるから、金銭債権をもって収入する場合の金銭債権の時価とは、当該債権を取得した時点においてその債務者に上記のような事由が生じていない限り、当該債権の額面金額であると解すべきである。
- (2) 前記認定事実によれば、平成27年の末日時点のG社の貸借対照表上、資産が負債を大幅に上回っている上、G社は、少なくとも平成27年1月から平成29年8月までの間役員報酬を支払っており、G社の役員である原告も実際にこれを受け取っていたことが認められる（認定事実（5））。以上によれば、原告が本件分配として本件債権を取得した平成27年1月3日時点において、G社に、本件債権の回収が不能となるような事由が生じていたとは認められない。

この点、原告は、平成27年末時点のG社の貸借対照表のうち、Equity reserveの金額である3297万3933アメリカドルは、G社の原告に対する債務の価額であり、本来はその負債に計上すべきものであって、実際には本件分配がされた時点においてもG社は債務超過の状態であったと主張する。しかしながら、Equity reserveとは、G社の説明によっても予見可能な将来において支払が計画されておらず、支払がされる可能性も低いために資本の一部を形成するものであるというのであり（甲17、乙34）、全証拠によっても、G社が本件分配時において債務超過であったという事実を認めるに足りない。

- (3) 以上によれば、本件分配時点における本件債権の時価は、その額面どおりの666万8682アメリカドルであったというべきである。

#### 5 本件各処分適法性について

前記2のとおり、原告は平成27年において、所得税法上の居住者に該当し、全ての所得に所得税が課されるものであるところ、前記3及び4のとおり、原告は本件配当所得として時価666万8682アメリカドルの本件債権を取得したものであるから、原告の平成27年分の所得税等の金額は別紙2の1記載のとおりとなり、本件決定処分における税額と同額である。また、以上によれば、原告は平成27年分の所得税等について納税申告書を提出する義務があったのにこれを提出しなかったものであり、そのことについて正当な事由があるとは認められないから、通則法66条1項に規定する無申告加算税の賦課に係る要件を満たすところ、原告は、平成27年12月31日時点においてその価額の合計額が5000万円を超える国外財産を有していたのに、国外送金法所定の国外財産調書を提出しなかったものであるから（前提事実（3）、（4）ア）、原告の平成27年分の所得税等に係る無申告加算税の金額は別紙2の2記載のとおりとなり、本件賦課決定処分における税額と同額である。

したがって、本件各処分は適法である。

#### 第4 結論

以上によれば、原告の請求にはいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官 岡田 幸人

裁判官 溝渕 章展

裁判官釜村健太は、異動のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 岡田 幸人

(別紙1)

指定代理人目録

江原謙一、木村智広、今中 暉、今田淳子、大田美香、上田裕子、市谷諭史

以上

## 被告が主張する本件各処分に係る課税の根拠及び計算

## 1 本件決定処分に係る課税の根拠及び計算 (別表4参照)

被告が主張する原告の平成27年分の所得税等の金額は、次のとおりである。

- (1) 総所得金額 7億7142万5451円  
 上記金額は次のアないしエの各金額を合計した金額である。
- ア 本件配当所得の金額 7億3470万5608円  
 上記金額は、原告が本件分配として受けた本件債権の金額に所得税法25条1項が規定するみなし配当課税の方法を適用して算出した金額である(計算過程は別表5のとおり)。
- イ 利子所得の金額 997万3215円  
 上記金額は、原告が平成27年中に、国外の金融機関において受領した本件利息の合計額である(内訳は別表6のとおり)。
- ウ 給与所得の金額 2484万1700円  
 上記金額は、原告が平成27年中にD社及びG社から支払を受けた本件役員報酬の合計額2729万1700円(内訳は別表12のとおり)から所得税法28条3項に規定により、245万円を控除した残額である。
- エ 雑所得の金額 190万4928円  
 上記金額は、原告が平成27年中に支払を受けた公的年金の合計額310万4928円(内訳は別表15のとおり)から所得税法35条及び租税特別措置法41条の15の3第1項(平成26年法律第10号による改正前のもの)の規定により120万円を控除した金額である。
- (2) 所得から差し引かれる金額(所得控除) 38万円  
 上記金額は、原告の基礎控除の金額である(所得税法86条1項)。
- (3) 課税総所得金額 7億7104万5000円  
 上記金額は、前記(1)の総所得金額7億7142万5451円から前記(2)の所得から差し引かれる金額38万円を控除した金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。
- (4) 納付すべき税額 3億4928万4100円  
 上記金額は、下記ア及びイの各金額の合計額から下記ウの金額を控除した金額(ただし、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)24条2項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。
- ア 課税総所得金額に対する税額 3億4217万4250円  
 上記金額は、前記(3)の課税総所得金額7億7104万5000円に所得税法89条1項を適用して算出した金額である。
- イ 復興特別所得税 718万5659円  
 上記金額は、前記アの課税総所得金額に対する税額3億4217万4250円に復興財源確保法13条が規定する100分の2.1の税率を乗じた金額である。
- ウ 源泉徴収税額 7万5802円

上記金額は、前記（１）エの公的年金３１０万４９２８円に係る源泉徴収税額である（内訳は別表１５のとおり）。

２ 本件賦課決定処分に係る課税の根拠及び計算（別表１６参照）

被告が主張する原告の平成２７年分の所得税等に係る無申告加算税の金額は８６９０万３０００円であり、同金額は、下記（１）ないし（３）の金額を合算した金額である。

（１）通則法６６条１項による金額（別表１６⑤） ５２３９万２０００円

上記金額は、原告の平成２７年分の所得税等に係る無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額３億４９２８万円（前記１（４）の「納付すべき税額」。ただし、通則法１１８条３項及び復興財源確保法２４条６項の規定に基づき１万円未満を切り捨てた後の金額。）に１００分の１５の割合を乗じて算出した金額である。

（２）同法２項による金額（別表１６⑥） １７４３万９０００円

同金額は、原告の平成２７年分の所得税等に係る無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額３億４９２８万４１００円（前記１（４）の「納付すべき税額」）のうち５０万円を超える部分に相当する金額３億４８７８万円（通則法１１８条３項及び復興財源確保法２４条６項の規定に基づき１万円未満を切り捨てた後の金額）に１００分の５の割合を乗じて計算した金額である。

（３）国外送金法６条２項の規定による金額（別表１６⑨欄） １７０７万２０００円

同金額は、原告の平成２７年分の所得税等に係る無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額３億４９２８万４１００円から、計算の基礎となるべき事実で決定処分の基因となる国外財産に係るもの以外のものに基づく税額７８３万７３００円（別表４のＢ⑩欄）を控除した金額３億４１４４万円（通則法１１８条３項及び復興財源確保法２４条６項の規定に基づき１万円未満を切り捨てた後の金額。別表１６⑦）に、１００分の５の割合を乗じた金額である。

以上

当事者の主張の要旨

1 争点(1)(平成27年において、原告は所得税法上の居住者に該当するか。)について  
(被告の主張の要旨)

以下のとおり、原告は平成27年において所得税法上の居住者に該当する。

(1) 原告の所在について

平成27年における原告の日本滞在日数は271日であり、1年間のうちの約74%を占めており、同年における原告のシンガポールでの滞在日数は最大でも77日にすぎないものであった。

他方、原告は、平成27年当時、日本滞在時には、妻が所有する本件Eマンションで起居していたところ、F社内で作成された秘書業務マニュアル(平成27年10月に変更、追加されたもの。以下「本件秘書業務マニュアル」という。)等の客観的な資料には、本件Eマンションが原告の住居として記載されており、平成20年8月30日から平成26年1月1日までの間F社の代表取締役を務めていたJ(以下「J」という。)やその他のF社の従業員も、原告が本件Eマンションに居住していた旨申述していることからすれば、平成27年において、原告が日本滞在時には、本件Eマンションを生活の拠点としていたことが認められる。

以上の事実は、平成27年における原告の生活の本拠は日本にあり、具体的には本件Eマンションであったことを強く基礎付けるものといえる。

(2) 職業について

本件秘書業務マニュアルには、原告がF社に出社する場合も含め、秘書が行うべき原告に係る業務内容が子細に記載されている上、原告は、平成27年5月29日にF社本店において開催されたD社の取締役会(以下「本件取締役会」という。)及び同年6月●日にF社本店において開催された本件臨時株主総会には自ら出席する一方、同年11月3日、シンガポールにおいて開催されたD社の最終の株主総会(以下「本件最終株主総会」という。)には、自ら出席せず代理人を出席させていた。また、Jは、原告はF社だけでなく本件各シンガポール法人等の関連法人の最終的な意思決定者であり、原告に対し、F社本店の会長室において、あるいは、原告が不在の場合には、主に本件Eマンションにファックスする方法により、F社を含めた関連法人の業績を報告し、その一方で、原告から当該関連法人の業務について指示を受けていた旨申述している。加えて、原告は、平成27年当時、日本において、日本にある法人の業務を行っていた旨供述する。

以上によれば、原告は平成27年において、シンガポールを中心として業務を行っていたとは認められず、F社等の日本法人だけではなく、本件各シンガポール法人の業務に関しても、F社本店又は本件Eマンションを中心に活動していたと認められるから、職業に係るこれらの事情も、同年における原告の生活の本拠が日本国内にあったことを基礎付けるものといえる。

(3) 生計を一にする配偶者その他の親族の居所について

妻は、平成27年の1年間のうち90%を超える日数(339日)を日本に滞在し、その間、原告とともに本件Eマンションにおいて生活していたと認められる。

他方で、妻が平成27年中にシンガポールに渡航していたことをうかがわせる証拠はなく、原告のその他の親族が同国内に居住していた事実も認められない。

#### (4) 資産の所在について

平成27年12月31日時点における原告が所有する主な資産は、シンガポール及びアメリカに所在していたことが認められるものの、原告の主な資産が日本国内に所在しない理由の一つが、原告に多額の滞納国税があり、大阪国税局による滞納処分が行われたことにあると認められること、日本には、生計を一にする妻の所有する住居があり、妻の資産によって日本で生活することが可能であったことに鑑みると、原告の資産が日本国内に所在しないことは、原告の生活の本拠が日本国内にはないことを積極的に基礎付ける事情とはいえない。

(原告の主張の要旨)

以下の要素を総合的に考慮すると、平成27年において原告の住所はシンガポールにあり、原告は所得税法上の居住者に該当しない。

- (1) 原告は、平成27年当時、既にシンガポールのPermanent Residentであり、シンガポールにおいて公共料金の支払もしていた。また、原告が当時シンガポールにおいて居住していたアパートは、G社の2015年(平成27年)5月5日付けのBusiness Profile(シンガポールの商業登記簿をいう。以下同じ。)に原告の住所として登記されていた。加えて、原告は、当該住所において、長期間生活を続けることを想定して、実際に自ら家具を購入して居住していた。

このように、原告がシンガポールに永住する資格を有し、対外的にも自らの住所がシンガポールにあることを公開していた上、サービスアパートメントといった一時的に居住するような場所ではなく永住することを目的としたアパートを賃貸し、必要な家具をわざわざ揃えた上で、光熱費等の支払をするなどシンガポールに居住していた実態があることからすれば、客観的にも実質的にも原告の住所地はシンガポールにあったといえる。他方、原告は平成15年12月8日以降、日本での住民登録はない。

したがって、平成27年において、滞在日数については日本の方が多かったとしても、原告の生活の本拠はシンガポールにあったといえる。

- (2) 原告は、日本法人であるF社の取締役を務めているものの、平成27年当時はJがF社の代表取締役としての職務を果たしており、原告はF社の業務をほとんど行っていない。そして、原告がF社の業務を行う場合でも、Jに対して大所高所からの指示等をするのみであり、その業務内容は日本国内に滞在しなければならないようなものではなかった。したがって、被告が主張するF社における原告の業務は、原告が日本を中心に業務を行っていたことを示す事実とはならない。

むしろ、原告は、平成27年当時において、H社の代表者として全責務を果たしており、その取引先である各企業等との交渉等もシンガポールで行っていたのであって、原告の業務は主にシンガポールで行われていた。また、原告は、本件清算が行われた平成27年当時においては、D社及びG社のみから役員報酬を得ていたものであり、日本国内に所在するF社等からは報酬を得ていなかった。したがって、職業という観点においても、原告の居住地はシンガポールにあったといえる。

- (3) 妻は、原告とともにシンガポールに渡航することもあり、シンガポール又は日本がその中心的な居所になっていた。そのため、生計を一にする配偶者の居所は、原告の場合、その住



所がシンガポール又は日本のいずれかにあるかを基礎付ける事情とはならない。

- (4) 原告は日本ではほとんど資産を有しない反面、シンガポールやアメリカに主な財産を有するものである。被告は、原告の主な資産が日本国内に所在しない理由が、大阪国税局による滞納処分が行われたことにあるなどと主張するが、国内に資産がない理由がどのようなものであるにせよ、国内よりも海外に多くの資産を有していたという事実は、納税者の生活の基盤が国内ではなく海外にあったことを示すものであるところ、国内に資産がないことは、納税者が国内に住所を有していなかったことを示す重要な事実となる。

2 争点(2)(原告に本件配当所得があったか〔本件清算決議は無効か。〕)について  
(被告の主張の要旨)

- (1) 原告は、本件議事録及び本件分配通知書に署名しており、平成27年6月●日、D社が、本件臨時株主総会において、任意による解散等に係る特別決議により清算され(本件清算)、Business Profileにもその旨登記されるとともに、同年11月3日に、本件清算に係る残余財産の分配として、原告に対して本件分配がされたことが認められる。そして、令和2年10月29日時点における企業情報によっても、D社は廃業しているものとされており、平成27年11月3日以降、原告が、本件清算に係る登記内容を是正するなど、本件清算が無効であることを前提とした何らかのを行った事実は認められない。

以上によれば、本件清算決議が無効であるとは認められず、本件清算に伴ってされた本件分配は有効であり、原告に本件配当所得があったものと認められる。

- (2) 納税者が課税処分の原因となる行為の錯誤無効を理由に当該課税処分の取消しを求める場合には、その前提として、遅くとも、当該課税処分がされた時点までに、当該行為により生じた経済的成果が当該行為の無効を理由に喪失していることが求められるというべきである。

これを本件についてみると、本件清算決議が無効であることを理由に原告が本件各処分の一部取消しを求めるためには、その前提として、遅くとも、本件各処分がされるまでに、本件清算決議の無効を理由に本件債権が原告からD社に返還されていたことが必要となる。

しかしながら、本件各処分の時点までに、そもそも本件清算決議が無効であることを前提とした手続がされた事実はなく、本件清算決議が無効であることを理由に本件債権が原告からD社に返還された事実も認めることはできないのであるから、この点からみても、本件清算決議の錯誤無効を理由とした原告の主張が認められる余地はない。

(原告の主張の要旨)

- (1) 原告が本件清算決議に同意する旨の意思表示をしていたとしても、当該意思表示は錯誤によるため無効である。原告はD社を解散させること自体は決めたものの、G社に吸収合併させることを考えており、そのようにD社の担当者に指示していた。原告は、D社の清算によって金銭等の一切の財産を受け取っていないところ、金銭等の財産を受け取ることができないにもかかわらず課税されるのであれば、原告としては、納税の原資となる金銭も受け取ることができず、キャッシュフローの観点からは、ただ支出を伴うだけの手続になってしまうため、あえて原告において清算の手続を実行又は選択する理由はなく、原告としては法人をそのまま継続させるか、仮に会社を解散するとしても、合併によって解散することを選択するはずである。

しかしながら、D社の担当者が、原告の指示を理解せず、合併手続ではなく清算手続を選択し、原告らに清算手続のための書類に署名させ、また、公告や登記等の清算に必要な手続

を進めたものである。原告は、シンガポール会社法の詳細な知識を有しておらず、また、書類も英語で作成されていたため、D社について合併ではなく清算手続が進められているとは知らずに本件議事録に署名したにすぎない。

したがって、本件清算決議への同意の意思表示は錯誤に基づくものであり無効であり、本件清算決議に基づく本件清算も無効であるから、本件分配の効力は生じていない。よって、原告に本件配当所得は認められない。

- (2) 被告は、課税処分の原因となる行為の錯誤無効を理由に当該課税処分の取消しを求める場合には、その前提として、遅くとも当該課税処分がされた時点までに、当該行為により生じた経済的成果が当該行為の無効を理由に喪失していることが求められるべきであると主張する。しかしながら、そもそも本件清算決議が無効である以上、法的には原告にD社の残余財産は移転しておらず、また、原告は実際にも何らかの金銭等を受領しているわけではないから、本件清算によって原告に生じた経済的成果は存在しないのであって、喪失すべき経済的成果は存在しない。

### 3 争点(3)(本件債権の価額)について

(被告の主張の要旨)

みなし配当課税の計算上、金銭以外の資産をもって収入する場合の収入すべき金額については、時価によって評価されると解されており、これを本件のように債権をもって収入する場合についてみると、債権とは、その債務者に当該債権が回収不能となるような倒産等の事由が生じていない限り、その額面金額の全額の支払を受け得るものであるから、債権の時価とは、評価時点において、その債務者に上記の事由が生じていない限り、当該債権の額面金額であるというべきである。

これを本件についてみると、原告が本件分配により本件債権を取得した時点において、G社が倒産等の手続を行っていた事実は認められないこと、本件分配の直前の平成27年5月5日付けのG社の商業登記には「稼働会社」と記載されていること、同年12月31日時点及び平成28年12月31日時点のG社の財務諸表上の資産の金額が負債の金額を大きく上回っていること、G社が、少なくとも平成27年1月ないし平成29年8月までの間、役員報酬を支払っており、原告が実際にこれを受け取っていることからすれば、本件分配が行われた平成27年11月3日時点において、G社に本件債権が回収不能となるような倒産等の事態が発生していたとは到底いえない。

そうすると、そもそも本件分配が行われた時点においてG社が債務超過の状態にあったとは到底認められないし、仮に、債務超過の状態にあったとしても、本件債権の時価は、額面金額である666万8682アメリカドルであると認められる。

(原告の主張の要旨)

以下のとおり、本件分配がされた時点において、G社は債務超過であり、本件債権の回収の見込みがないことは明らかであったため、本件債権の価額の評価に当たっては、債権回収の見込みがないことが考慮されなければならない。

原告は、G社に対して、平成29年末において3287万9679アメリカドルの債権を有しており、平成27年末においてもその債権額に大きな差はないところ、G社においては、当該原告に対する債務を、貸借対照表のEquity reserveに含めてしまっており、G社の平成27年末時点の貸借対照表に記載されたCurrent Liability

i e s の金額はその実際の負債とは異なる金額となっている。すなわち、G社の平成27年末における負債は、実際にはC u r r e n t L i a b i l i t i e s の金額である431万5398アメリカドルに、E q u i t y r e s e r v e の金額である3297万3933アメリカドルを加えた3728万9331アメリカドルとなる。そのため、純資産は、平成27年末におけるT o t a l e q u i t y である1782万7587アメリカドルから3297万3933アメリカドルを減算した、マイナス1514万6346アメリカドルとなり、G社は本件分配がされた当時においても、ほぼ同様の財政状態にあり、債務超過であった。そして債務超過の状況においては、本件債権の回収は不可能であり、現に現在に至るまで本件債権の支払は一切されていない。したがって、G社の債権者に、債権額に応じて案分してG社の残余財産が分配されるとした場合、本件清算によって原告が取得した本件債権の時価は395万9967アメリカドルとなり、かかる時価を踏まえて、本件分配による原告の配当所得を計算すると、4億7745万3221円となる。

以上

## 所得税及び復興特別所得税の金額

(単位:円)

		平成27年分	A欄のうち、国外 財産に係るもの以 外の事実に基づく 金額	国外財産に係るも のとして、加算税 が加算される金額 (A-B)
		A	B	C
総所得金額 (②+③+④+⑤)	①	771,425,451	26,746,628	
配当所得	②	734,705,608	0	
利子所得	③	9,973,215	0	
給与所得	④	24,841,700	24,841,700	
雑所得	⑤	1,904,928	1,904,928	
所得控除	⑥	380,000	380,000	
課税される所得金額 (①-⑥)	⑦	771,045,000	26,366,000	
課税される所得に対する税 額	⑧	342,174,250	7,750,400	
復興特別所得税	⑨	7,185,659	162,758	
源泉徴収税額	⑩	75,802	75,802	
納付すべき税額 (⑧+⑨- ⑩)	⑪	349,284,100	7,837,300	341,446,800

(注1) 「課税される所得金額」(⑦欄)の金額は、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法118条1項)。

(注2) 「納付すべき税額」(⑪欄)の金額は、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法24条2項)。

## 無申告加算税の金額

(単位:円)

		平成27年分
通則法66条1項の規定による加算税の基礎となる税額 (別表4⑩の金額、1万円未満切捨て)	①	349,280,000
別表4⑩のうち通則法66条2項の規定による加算税の基礎となる税額 (同表⑩-50万円、1万円未満切捨て)	②	348,780,000
①に対する無申告加算税の割合	③	15%
②に対する無申告加算税の割合	④	5%
無申告加算税の額 (通常分) (①×③)	⑤	52,392,000
無申告加算税の額 (加重分) (②×④)	⑥	17,439,000
国外財産に係るものとして加算される金額の基礎となる税額 (別表4⑩欄Cの金額、1万円未満の端数切り捨て)	⑦	341,440,000
⑦に対する無申告加算税の割合	⑧	5%
無申告加算税の額 (国外財産に係るものとして加算される金額) (⑦×⑧)	⑨	17,072,000
無申告加算税の金額 (⑤+⑥+⑨)	⑩	86,903,000

別表 1 - 1 ~ 別表 3、別表 5 ~ 1 5 省略